

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第

卷二十二第

行發日一月二年五十正大

論叢

國際課税の主義論争……………法學博士 神戸 正雄

單一税の實現性……………法學士 汐見 三郎

純正現象學の方法論及び問題論……………文學博士 米田庄太郎

萬民經濟交通の發展……………法學士 作田 莊一

時論

勞働爭議調停法案に就て……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

露國金融制度の變遷……………經濟學士 谷口 吉彦

スミスの植民地觀に關して……………法學博士 山本美越乃

再び矢内原教授に應ふ…………………………

雜錄

神社救貧制度の一例……………經濟學士 黒 正 巖

法令

營利職業紹介所事業規則

(禁轉載)

說

苑

露西亞に於ける金融制度の變遷

——戰前、戰時の金融狀態より金融制度の廢止まで——

谷 口 吉 彦

一 戰前の金融制度

(一) 通貨制度、露西亞が先進の資本主義國家に倣つて、金本位制度を採用したのは、一八九七年(明治三十年)であつた。それに先だつ過去一世紀の間、數次の戦争ならびに其の結果として起つた紙幣の發行のために、國內に於ては通貨の不安定に悩まされ、國際市場に於ては留貨幣の信用を確保することが出来なかつた。従つて通貨問題に關する議論は、前世紀を通じて盛んに行はれて居た。勿論當時に於ける金本位の採用に對しても、多少の反對と非難があり、また實際の制度も必ずしも完全なものではなかつたが、併しそれが二十世紀の初頭に於ける一般經濟狀態の進歩と相俟つて、著しき成功を收め得たことは、斯程に喧しかつた通貨問題に關する議論が、それ以來全く霧散したといふ事實によつても、之を知ることが出来るであらう。

1) Georg Obst, Das Bank Geschäft, II. S. 164——. Conant, History of Modern Banks of Issue, p. 235——. Hawtrey, Currency and Credit, p. 333——. Katzenellenbaum, Russian Currency and Banking 1914-1924 p. 4——. Pasvol'sky and Moulton, Russian Debts and Russian Reconstruction, p. 33——.

今、當時に於ける兌換券發行に關する法律を顧みるに、それには次の如く規定されて居る。

『兌換券は、國立銀行により、實際に必要な流通額によつて限られたる量に於て、金準備の下に發行さるべきものとす。これが準備たる金の分量は、流通する兌換券全額が六億留を超えざる限りは、其の流通額の半額以下たるを得ず、流通額が六億留を超ゆる時は、それに對して留毎に金準備をなすべし……』²⁾

是に由りて觀れば、國立銀行は三億留まで無準備發行をなし得るの權能を與へられて居る。然るに實際に於て、之が如何に運用されたかを見るに、金準備の數字は次の如く示されて居る。³⁾

年 月 日	兌換券 流通額	金準備	差額	準備率	年 月 日	兌換券 流通額	金準備	差額	準備率
一八九八年一月一日	五億留	一億留	(十二) 四	三三・三%	一九〇七年一月一日	一億留	八億留	(一三) 五	七四・五%
一九〇一年一月一日	五億留	七億留	(十二) 五	二二・六%	一九一〇年一月一日	一億留	一億留	〇	一〇〇・〇%
一九〇四年一月一日	五億留	七億留	(十二) 五	二七・二%	一九一三年一月一日	一億留	一億留	(一) 三	八・八%
一九〇五年一月一日	五億留	八億留	(十) 六	二二・〇%	一九一四年一月一日	一億留	一億留	(一) 七	九・八%
一九〇六年一月一日	一億留	七億留	(一) 三	九三・三%	一九一四年七月十六日	一億留	一億留	(一) 元	九三・三%

是に由れば、國立銀行が發行法上に認められた三億留の無準備發行權を實際に行使したのは、極めて稀なる例外に過ぎず、殆んど多くの場合に於て、法定率以上に豊富な準備を有したことを知る。一九〇六年の初頭即ち日露戰爭及び革命の直後には、四億九千二百萬の無準備發行をなして居るが、併し右表の金準備に關する數字は、すべて在外正貨を除外したものであり、當時その

2) Katzenellenbaum, ibid., p. 4-5. Georg Obst, a. a. O. S. 168-169.
3) Katzenellenbaum, ibid., p. 6 の數字に據つて計算す。

數量は二億二百萬に達して居たから、之を準備に繰り入れる時は、無準備發行額は二億九千萬となり、此の稀なる例外の場合に於てさへ、法定限度に達して居らぬことを知る。大戰直前の一九一四年七月十六日に於ける準備率は九八・二%に達し、在外正貨を繰入れる時は一〇七・四%の高率を示して居る。

かくの如く露西亞の發券銀行が、法律上の特權までも放棄して遠慮がちな政策を採り、その金準備を豊富にしたことは、當時に於ける他の何れの國の發券銀行にも優る點であつて、通貨制度の健實を世界に誇示して居たのであるが、かくの如く發券銀行が、其の特權と之に伴ふ莫大な利益とをよく犠牲に供し得た所以は、露國の中央銀行が他國の制度と異なつて、純然たる國家機關——國立銀行——であつたが爲めであらう。此の事は一方に於て、銀行若くは國庫の利益の一部を犠牲に供したけれども、併し他方に於ては、露西亞の對外信用を改善するに與つて力あり、十九世紀を通じて甚だしく低下して居た留貨幣の國際的信用は、大戰前の數年間に於て著しく改善されつゝあつた。従つて露西亞の金融市場と國際市場との連結は益々密接となり、露西亞の富源を開發するために最も緊要な外國資本は、國債としての長期信用の形に於てのみならず、商業銀行に對する短期融通の形式に於て、盛に輸入されつゝあつた。

兌換券の外に、金貨並びに補助貨としての銀・銅貨が流通して居たことも、他の諸國と大差ない。今一九一四年一月一日に於ける各種通貨の流通額を見るに、左表の如く約二十四億に達する。唯金貨の流通額は、實際のそれよりも誇張されて居ると信すべき理由があり、また他方に

4) I.cites, Recent Economic Developments in Russia, p. 134.

は、是等の外に約一億五千萬の大藏省證券も流通して居るから、當時の流通額は、大體に於て約二十億と考ふべきであらう。⁵⁾

兌換券	六、六五	銀貨 (名價)	一〇三、 ^{百圓}
金貨	四、九四	銅貨	二八、 ^{百圓}
銀貨 (實價)	三三		七、 ^{百圓}

(二) 銀行制度 近世資本主義國家の中央銀行は、その多くのものが半官半民の營利的株式組織なるに反し、露西亞のそれが私的營利を離れた國營主義であつたことは、注意を要する。此の國立銀行は、前述の如く兌換券發行の特權を有し、中央銀行として一國の金融機關を總括して居た點は他の諸國と大差ない。たゞ農業國たる露西亞として、また富源の開発を要する露西亞として、長期信用のための抵當銀行が、國立銀行の下に重要な地位を占めて居たことは、寧ろ當然であらう。抵當銀行は、特別な長期債券を引受くる形式によつて、土地殊に廣大な不動産、並びに都市建築物を抵當として貸附くるを業とし、戰前に於て此種に屬する大規模の銀行は、國立銀行として二行(貴族銀行及び農民銀行)、株式銀行として十行あり、其他各地方にはそれ〴〵小規模の抵當銀行があり、都市信用組合も亦、都市財を抵當に長期貸附に應じて居た。是等の銀行が如何に活動して居たかは、次の數字によつて窺ふことが出来る。⁶⁾

年 月 日	流通せる 抵當債券 主の負債額	都市建築に 對する抵當 貸附額	年 月 日	流通せる 抵當債券 主の負債額	都市建築に 對する抵當 貸附額
一九一三年一月一日	四、九七〇、 ^{百圓}	三、三三〇	一九一五年一月一日	五、五五七、 ^{百圓}	三、六六九
一九一四年一月一日	五、二九六	三、五五三	一九一六年一月一日	五、五七七	三、七三四

5) Katzenellenbaum, *ibid.*, p. 55. に據り計算す。

6) Katzenellenbaum, *ibid.*, p. 150.

第二に抵當銀行と對立する短期信用機關の首位を占むるものは、株式組織の商業銀行である。露西亞に於ける此種の銀行の起源は、前世紀の六七十年代に屬するが、一九一四年の初頭には、本店數四六、支店及出張所八二二に達して居る。革命當時に至るまでの此種の銀行の發展は、次の數字によつて知ることが出来る。⁷⁾

年 月 日	自己資本 當座助引	預金及 手形割	貸附	年 月 日	自己資本 當座助引	預金及 手形割	貸附
一八八五年一月一日	三〇、 百萬	三九	一七	一九一四年一月一日	六六、 百萬	一、四七	一、六五
一八九五年一月一日	一七四	二五	二七	一九一五年一月一日	六六、 百萬	一、四七	一、六五
一九〇五年一月一日	二九	七六	三三	一九一六年一月一日	九三	一、四七	一、七四
一九一〇年一月一日	三三	一、三三	八六	一九一七年一月一日	九三	一、四七	一、七四

第三に組合組織による小規模の相互信用銀行も亦、最近著しき發展を遂げ、一九一四年には其の數一千、一億五千萬留の自己資本と、六億に近き預金を有し、一九一七年には預金高十億に達せんとして居る。

かくの如くして露西亞の近世的金融制度は、前世紀の後四半期に於て略々其の陣容を整へ、今世紀に入りて次第に發展を遂げ、世界戰爭前に於ては、略々整備した金融網を全國的に組織して居たものである。

二 戰時の金融狀態

7) Katzenellenbaum, ibid., p. 150.

(一) 兌換停止及び發行權の擴張、 宣戰布告の直後、一九一四年七月二十七日に公布せられた兌換停止法は、露西亞の戰時金融上、最も重要視すべきものゝ一である。兌換停止の形式的理由は、戰爭によつて惹き起さるべき通貨及び信用關係の攪亂のために、金準備の脅かさるゝを防ぐにあつた。なるほど開戰當時には、國民の兌換請求が殺到するかも知れぬといふ危險があり、また金の國外逃亡を來すかも知れぬといふ虞はあつた。けれども兌換停止の實質的理由は、寧ろ戰爭の進行と共に、將來採用さるべき財政並びに金融政策に對する一の伏線であり、それに對する一の豫備的行動であつたことは、同じ法律の中に次の二つの規定を含むことによつても明らかであらう。

兌換停止法に含まるゝ第二の變化は、戰時緊急の場合には必要とする程度まで、短期證券を國立銀行に於て割引し得るの權能をば、大藏省に與へたことである。これが戰爭の財源を得るための手段であつたことは言ふ迄もなく、實際に於ては、戰爭の初期に於て大に利用せられたものである。

第三の變化は、國立銀行の發行權の擴張である。從來の發行法の認むる三億留までの無準備發行權に加ふるに、此の法律は更に十二億の發行權を與へたから、結局十五億の無準備發行をなし得ることゝなつた。併し乍ら此の法律の意義は、此の發行權擴張の數字にあるのではなく、寧ろそれが擴張の第一歩を劃したといふ點にある。戰爭の長びくにつれて、巨額の戰費を調達する主要な手段は、新たな銀行券の發行によるの外なかつた。かくて後にも述ぶる如く、『印刷機械が

國家收入の主要な財源となつた¹⁾のである。一九一七年に至つて對外戰爭は對內革命に代つたけれども、革命も亦戰爭と同じく異常なる國家の經費を要し、益々紙幣發行の必要を増加した。即ち『印刷機械は革命のためにも亦、その機能を發揮した²⁾』のみならず、遂には『印刷機械を以つてしても、貨幣の不足を補ふことは出来ない』³⁾までになつた。今、不換紙幣の發行權の擴張をば、政治革命に對應する三期に區分して、その變遷を見る時は次の如くなる。

第一期、舊政府時代——一九一七年の二月革命に至る二年八ヶ月間に於て、

(1) 一九一四年七月二十七日の法律により、十五億留までの無準備發行權を認む。

(2) 一九一五年三月十七日の閣令により、二十五億留まで、

(3) 一九一五年八月二十二日の法律により、三十五億留まで、

(4) 一九一六年八月二十九日の勅令により、五十五億留まで、

(5) 一九一六年十二月二十七日の閣令により、六十五億留まで、

第二期、假政府時代——一九一七年十月革命に至る八ヶ月間に於て、

(1) 一九一七年三月四日の布告により、八十五億留まで、

(2) 一九一七年五月十五日の布告により、百五億留まで、

(3) 一九一七年七月十一日の布告により、百二十五億留まで、

(4) 一九一七年九月七日の布告により、百四十五億留まで、

(5) 一九一七年十月六日の布告により、百六十五億留まで、

1) Katzenellenbaum, *ibid.*, p. 50

2) *ibid.*, p. 51.

3) Leites, *Recent Economic Developments in Russia*, p. 19

第三期、勞農政府時代——最初の一年間は、何等法律上の手續に依らずして、必要に應じて發行額を増して居たが、一九一八年十月二十六日の布告によつて、國民銀行（舊國立銀行）の發行權を更に三三五億留だけ追加し、結局五〇〇億留の無準備發行權を與へることゝなつた。けれども其の後の發行は、何等法律上の形式を履まずに行はれて居たから、發行權の擴張といふ問題は全く無意味となつた。一九二〇年の初頭に至り、國民銀行の廢止された後は、『貨幣及び計算記號局』^{アカウント・トウケン}に於て其の發行を續けて居た。

（二）硬貨の隱遁及び紙幣の増發、戦争の勃發と共に、金屬貨幣は次第に流通界から消え去つたのであるが、其の經過は恰も硬貨の種類に従つて順次に現はれて來た。先づ第一に金貨が眞先に姿を消したのは、言ふ迄もなく一般國民が、兌換停止を見て急に之を隠蔽したからである。次いで實價銀貨の見えなくなつたのは、それよりも尙ほ數ヶ月後のことであるが、翌年の夏に至つては、次第に諸銅小貨の不足を感じる様になつた。此の不足を補ふため政府は年末に至つて小額紙幣を發行し、銀銅貨と同じく法貨として通用せしめた。小額紙幣の出現は、忽ちにして當時なほ多少は流通して居た銀銅貨を全く驅逐して了つた。かくて一九一六年の初頭には、露國の通貨は全く各種の紙幣によつて獨占されたのである。同時に銀行券の増發は、益々其の勢を強めざるを得なくなつた。左に開戰當時から留紙幣の整理さるゝまでの各月一日に於ける流通額を示す。²⁾

（單位百萬留）

1) Katzenellenbaum, *ibid.*, p. 52-54. Obst, *a. a. O.* S. 174.
2) Katzenellenbaum, *ibid.*, p. 55-58 に據る。

説苑

露西亞に於ける金融制度の變遷

第二十二卷 (第二號 一二三) 三三六

	一九一四年	一九一六年	一九一八年	一九二〇年	一九二二年	一九二四年
一 月	—	五、二七	二七、〇〇	三五、〇二四	一七、五四、〇〇	一七、五〇、〇〇、〇〇
二 月	—	五、七九	二九、〇〇	二〇、〇〇	二九、五〇、〇〇	二九、五〇、〇〇、〇〇
三 月	—	五、九九	三〇、〇〇	二五、〇〇	四八、五七、〇〇	八五、〇〇、〇〇、〇〇
四 月	—	六、〇八	三〇、〇〇	三〇、〇〇	八、一三、一〇〇	七六、一〇、〇〇、〇〇
五 月	—	六、三三	三〇、〇〇	三〇、〇〇	二七、八五、〇〇	七〇、〇〇、〇〇、〇〇
六 月	—	六、六〇	三〇、〇〇	四〇、〇〇	三三、六四、〇〇	—
七 月	一、六〇	六、六六	三〇、〇〇	五二、〇〇	三〇、四九、〇〇	—
八 月	二、三三	六、六六	四〇、〇〇	五〇、七〇	四四、七九、〇〇	—
九 月	二、五四	七、三三	四八、〇〇	六五、一〇〇	六九、一四、〇〇	—
十 月	二、六七	七、三九	五二、〇〇	七四、二〇〇	九三、七〇、〇〇	—
十一 月	二、七九	八、〇三	五五、〇〇	八二、〇〇	一、三七、〇三、〇〇	—
十二 月	二、八四	八、三三	五五、〇〇	九五、〇〇	一、四九、二八、〇〇	—
一九一五年	—	—	—	—	—	—
一 月	二、九四	九、〇七	六〇、〇〇	一、一六、〇〇	一、九四、五〇、〇〇	—
二 月	三、〇六	九、四四	六〇、〇〇	一、二九、〇〇	二、〇九、〇〇、〇〇	—
三 月	三、一五	九、九〇	六六、七〇	一、四八、〇〇	三、三三、七〇、〇〇	—
四 月	三、三二	九、九六	七四、五〇	一、六六、七〇	四、四四、〇〇、〇〇	—
五 月	三、五〇	一〇、九一	八〇、四〇	一、九七、〇〇	六、〇五、〇〇、〇〇	—

六	月	三、四七	二、四七	九、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
七	月	三、七六	三、八六	一〇〇、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
八	月	三、九六	三、〇五	二二、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
九	月	四、三二	一、四二五	三、三三三、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
十	月	四、八五	一、五、九八	一、四、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇、〇〇〇
十一	月	五、〇二	一、六、九〇	一、三〇、〇〇〇	六、四四七、〇〇〇	五、五五三、〇〇〇、〇〇〇
十二	月	五、〇二	一、八、九七	一、五、〇〇〇	九、八八七、〇〇〇	六、八八七、〇〇〇、〇〇〇

かくの如き紙幣の増加と共に、その準備率の低下したことは言ふ迄もない。開戦直前には在內準備九八・二%を有したが、二月革命後の 九一七年三月には一四・八%に減じ、更に十月革命當時には六・八%に激減し、それ以後に至つては、最早問題ではなくなつた。準備率減退の原因は、言ふ迄もなく紙幣の増發による其の相對的減少によるものであるが、併し他方には又、金の流出による其の絶對的減少にも負ふものである。金流出の主要なものは、英國との協約によつて同國に輸出されたものであつて、その判明せる丈けでも十月革命までに前後四回に亘り四億六千萬留以上に達して居る。¹⁾

通貨膨脹の實質を成すものは、主として右の不換紙幣の増發であるが、併し此は必ずしも唯一のものではない。所謂預金通貨に就ては姑く別とするも、他に比較的重要なる大藏省短期證券がある。戦前に於ける其の流通額は約一億五千萬留と推算されたが、開戦當時の兌換停止法によつて、大藏省は必要とする程度に之を發行し得ることゝなつたから、初期に於ける戦費調達の手段

1) Leites, *ibid.*, p. 18-19. Katzenellenbaum, *ibid.*, p. 59-60
Obst, a. a. O. S. 175.

として利用せられ、ために一九一六年一月一日の流通額は、七億留 上り、同年末には二十六億留に達して居る。さうして十月革命以後、勞農政府は此の證券に對する利子不拂を宣言したから、それ以後は他の貨幣と同種のものとなつて流通界に止まつた。

(三) 通貨膨脹の原因及び結果、 かくの如き通貨膨脹の原因は、周く知らるゝ如く、之を以つて國家の經費を支辨する方便となした點にある。詳しく言へば、第一期の帝政時代には、世界戰爭に伴ふ經費を支辨するために、第二期の假政府時代には、世界戰爭及び政治革命の經費支出のために、第三期の勞農政府時代に入つては、政治革命及び經濟革命を遂行するために、惹き起された豫算不足を補ふ主要な手段として利用された。左に豫算不足額と紙幣發行額とを對比せしむる。(單位百萬留)

	收入	支出	不足	紙幣發行		收入	支出	不足	紙幣發行
一九一四年	二、六二	四、六九	一、〇八	一、二二	一九一八年	一五、五〇	四八、七〇	三三、二〇	三、〇〇
一九一五年	三、〇一	二、五三	八、五二	二、六〇	一九一九年	四、九六	三五、〇一	三〇、〇五	一、四〇
一九一六年	四、三九	一八、一〇	三三、七六	三、四〇	一九二〇年	一五、〇三	一三、五一	一、〇五	九、〇〇
一九一七年	五、〇九	二七、〇七	三、八八	一六、〇四	一九二一年	四、三九	二、〇六	三、三三	一六、五〇

但し一九一八—一九二一年の豫算に關する數字は必ずしも正確ではない。紙幣下落の急激なりし爲め、正確に豫算を立て若くは之を計算することは實際に於て不可能であつた。また一九一八年以後に於ては、實物收入及び實物消費が重要な要素を成したことを忘れてはならぬ。

今、假りに此の數字を根據として見るに、最初の四ヶ年に於ては、豫算不足額に比し紙幣發行額の遙かに少ないことを知る。これ此時代に於ける戦費の一部は、長期國債若くは短期大藏省證券によつて支辨されたることを示す。之、反して革命以後に於て、兩者の數字が次第に接近して居るのは、即ち豫算不足をカヴァーする手段として、殆んど全く不換紙幣の發行に頼つたことを示すものであらう。最後の年度に於けるそれが稍々大きな開きを示せるのは、經費の見積りが過大であつたため、實際の不足額が遙かに此の數字以下に止まつたからである。

不換紙幣増發の結果として、第一に恐るべき物價騰貴即ち通貨下落の起つたことは、周く知らるゝ所である。けれども此の期間を通じて正確なる物價指數を得ることは困難である。第一に一九一八、九年の二ヶ年間は、正確な調査を中斷して居たから、此の期間のそれは各種の材料に據つて填補せねばならず、第二に一九一八—二〇年間は、商品は公定價格によつて賣買され、若くは切符制度によつて配給せられたから、此の期間のそれも亦、狭き範圍に於て違法に行はれて居た所の自由價格に據らねばならぬ。これ等のことを考慮に入れて左にモスコイ及び全露西亞に於ける各月一日の物價指數を觀察する。(一九一三年を一〇〇とす)

	一九一六年		一九一八年		一九二〇年		一九二二年	
	モスコイ	全露	モスコイ	全露	モスコイ	全露	モスコイ	全露
一月	一五	一五	二六〇	二六〇	一四,〇〇〇	二五,〇〇〇	一六,〇〇〇	二六,〇〇〇
二月	一五	一五	二六〇	二六〇	一四,〇〇〇	二五,〇〇〇	一六,〇〇〇	二六,〇〇〇
三月	一五	一五	二六〇	二六〇	一四,〇〇〇	二五,〇〇〇	一六,〇〇〇	二六,〇〇〇

1) Katzenellenbaum, ibid., p. 74-75 に據る。

說苑

露西亞に於ける金融制度の變遷

第二十二卷 (第二號 一二六) 三四〇

[illegible]

十一月 一、二五〇 一、三六五 一、〇一〇、〇〇〇 一、三六〇、〇〇〇 八、六五〇、〇〇〇 九、五五〇、〇〇〇
 十二月 二、四四〇 二、六五五 一、〇二〇、〇〇〇 一、五五〇、〇〇〇 三、六五〇、〇〇〇 三、六五〇、〇〇〇
 然らば露西亞に於ては、通貨膨脹と物價騰貴との間に如何なる關係を認め得るか？ 右に掲ぐる物價指數表と、前掲の通貨表とを比較し、更に之を明瞭ならしむるため、各年に於ける兩者の増加率を左に示す。

年	次	通貨膨脹率	物價騰貴率
一九一四年	七、一	一、九一九年	三〇、一
一九一五年	九、六	一九二〇年	四九、三
一九一六年	六、二	一九二一年	一、四四、〇
一九一七年	八、三	一九二二年	二、二六、三
一九一八年	二九、三		七、一九、九

是に由りて觀れば、最初の二年間は、通貨膨脹の割合に比し、物價騰貴は遙かに少いが、一九一六年を境界として、其れ以後は物價騰貴の割合は遙に大である。此のことは貨幣數量説に對して一の興味ある材料を提供するものとして、注意すべき事實であらう。

(四) 爲替相場の低落、留紙幣の對内購買力の下落は、必然に外國貨幣に對する購買力、即ち爲替相場に影響せねばならぬ。今この期間に於ける爲替相場の變遷を觀察するに當つては、之を政治的區分とは異なる三期に區分するを便宜とする。第一期、開戦より十月革命に至る期間には、外國貨幣の賣買の大部分は、諸銀行の業務として行はれて居た。爲替相場は、英貨十磅に對し、

2) ibid., p. 75 に據る。

開戦直後に於て一一〇留内外(平價は九四、五留)、二月革命に至る約三ヶ年間に於て百六七十留まで下落したに過ぎないが、同年五六月頃より急激に下落して、十月革命當時には三百乃至四百留に降つた。

然るに十月革命以後の第二期に入つては、銀行及び取引所の消滅のため、爲替市場も國內から影を沒した。國民は金及び外國貨幣を隠匿し、資本家はその資本を國外に逃亡せしむるために努力した。併し乍ら隱密の市場は是等の期間を通じて主要な都市に残存し、主として金貨及び金地金、後にはクレンスキー政府の紙幣が、好んで投機の目的物とせられた。けれども外國貿易は當時全く杜絶して居たから、外國貨幣の取引は殆んどなく、従つて一九一八—二〇年の爲替相場を正確に知ることは不可能であるが、學者の推算に従へば、十磅に對し一九一八年の初頭には四五〇留、一九一九年には四〇〇(〇)留、一九二〇年には六萬留、同年中頃には十萬留とせられて居る。即ち此の下落は戦前の約千分の一に相當する。今之を購買力平價と對照するに、當時留紙幣の對内購買力は戦前の約六千分の一となり、磅のそれは約三分の一となつて居るから、購買力平價は二千分の一となる。然るに實際の相場は戦前の千分の一に下落して居るのであるから、當時の爲替相場は、購買力平價以上約一〇〇%にあつたこととなる。

第三期は一九二一年の新經濟政策の實施以後を區劃する。此の年の初頭に於て、私人の所有する貴金屬を無償で國家に提供せしめ、紙幣さへも最低俸給率の十倍以上は之を所有することを禁止したが、是等の制限は、數ヶ月にして緩和若くは撤回せられ、次いで年末に至つて新國立銀行を

開設するに及んで、之に外國貨幣及び貴金屬の獨占的賣買權を與へ、其の相場は外國取引所の相場を參照して公定せらるゝことゝなつた。かくて翌二十二年二月には、モスコイ市に於ける商品取引所の一部門として、爲替取引所を組織することゝなつた。他方には新經濟政策の結果として輸出入貿易の起るに伴ひ、外國貨幣に對する需要及び供給を惹起することゝなり、國立銀行のチエルヲネツツ金券の發行さるゝに及んでは、其の準備の一部としても外國貨幣を需要することゝなつたから、爲替市場は漸次に繁忙となつた。今モスコイ市場に於ける對英相場を見るに、十磅に對し、一九二二年一月には千六百五十萬留、翌年一月には十九億二千八十萬留、同年十月には五百四億留を示した。之を當時の對内購買率と比較するに、爲替相場の下落は遙かにより大である。従つて購買力平價に對する關係は、前の第二期と反對の傾向をとり、實際相場は常に其の二〇乃至七〇%の下位に居ることを發見する。然し乍ら外國貿易が國家の手に獨占せられ、金及び外國貨幣の流出入を制限せる國家に於て、爲替相場の變動と對内購買力の變動とが、尙ほ大體に於て接近しつゝ進んで居ることは注意すべき事實であらう。

(五) 戰時金融と銀行、かくの如き戰時金融の狀態は、銀行業務の上に如何なる變化を與へたか？ 今國立銀行の業務上に起つた變化を觀るに、先づ第一に、戰前の貸出業務中、最も重要な地位を占めたものは、個人及び市中銀行に對する割引業務であつて、資産全額の約一五%を占めて居た。然るに開戰一年以後、市中銀行からの割引は次第に閑散となり、革命前に於ては僅かに其の二%に過ぎざることゝなつた。第二に開戰と同時に起つた新たな貸出業務は、大藏省短期證券

に對する割引である。戦費の嵩むと共に此の業務の發展は極めて顯著となり、間もなく貸出業務に於る第一位を占めた。開戦一年後には十五億に上り、二年後には三十八億、二月革命當時には七十八億、十月革命前には百五十五億を超えて、全資産の七四%に達して居る。

國立銀行の積極業務に表はれた右の二つの變化は、露西亞の戦時金融上に重要な意義を有する。戦前に於ける國立銀行の主なる顧客は、私的企業者・市中銀行・信用組合等であつたから、其の資金の大部分は直接にか間接にか私的の商工業に投せられ、其の總額は約八億乃至九億に上つて居た。然るに開戦後一年にして事情は變化し、私人若くは私銀行は、最早唯一の顧客でもなく、重要な顧客でもなくなつた。彼等の外に新たな顧客——大藏省——が現はれた。開戦一年後にして大藏省の負債額は、他の總てのその二倍以上に達した。戦争の續くと共に其の額は恐るべき巨額に上り、其他のものは全くその存在を認められざるに至つた。

轉じて國立銀行の消極業務に就て見るに、銀行券發行の増加せること勿論であるが、此の増加は預金及び當座預金の増加となつて現はれて居る。たゞ増加せる當座預金の大部分は、政府其他の國家機關に屬するものであつて、是等は分配されたる戦費の未だ支出されざる部分である。從つて戦費が嵩んで戦時機關に對する分配が増加する程、當座勘定は増加するであらう。要するに國立銀行は開戦以來、一方には次第に大藏省の從屬機關たる色彩を濃厚にし、他方には市中銀行との連絡を次第に稀薄ならしめる。かくて國立銀行から解放されつゝあつた市中銀行は、二月革命當時に於て其の極限に達し、其れ以來再び國立銀行に依頼する傾向は多少あつたけれど

も、併し十月革命以前に於ては、國立銀行に於ける再割引は僅かに金貸出の五%に過ぎなかつた。¹⁾ 他方に於て市中銀行は、戰時事業の發展と通貨膨脹とのために、其の活動繁忙を極め、特に一九一七年の初期に於て著しき發展を遂げた。多數の支店を有する大規模の私立商業銀行は、當時四十四を算したが、その預金總額は、一九一五年の二拾七億から一九一七年の六拾七億に増加して居る。²⁾

三 勞農政府と金融制度の廢止

十月革命より一九二一年に至る軍國共產主義の時代は、革命當事者の意圖の如何に拘らず、何れの意味に於ても過渡時代を形成する。之を金融制度に就て見るならば、古き組織を破壊して其の殘滓を掃蕩し、新しき組織のための基礎工事をなした時代である。今、それが如何なる經過をとつて行はれたかを見るために、貨幣廢止と銀行國有との二項に分つて觀察する。

(一) 貨幣廢止、勞農政府は貨幣を以つて、資本家の搾取手段に利用せらるゝ最も神秘的方便物と見做し、之に代ふるに勞働單位による計算を以つてせんとしたことは、周知知らるゝ所である。³⁾ 然し乍ら勞農政府のかゝる意圖を離れて見ても、當時の留紙幣の狀態は、明らかに其の必然の運命を豫告されて居た。既に述べたる如く、留紙幣の下落は一九一六年を境界として、其の傾向を一變して居た。政府の收入を得るためには紙幣を増發せねばならぬ。けれども増發すればする程、より大なる加速度を以つて其の價值が低落するから、紙幣の發行は明らかに自己矛盾に陥

1) Katzenellenbaum, *ibid.*, p. 60-68.

2) Leites, *ibid.*, p. 23-24.

3) Pavlovsky, Russia's current monetary problems. (*The Economic Journal*, Dec. 1923)

Prokopovitch, *The Economic condition of Soviet Russia*, p. 227.

摘稿、勞農露國に於ける幣制改革問題(經済論叢第十九卷第一號第二號)

つて居た。けれども斯の如き留紙幣も、貨幣なき組織を完成するまでの過渡的制度として、其の必要を認められて居たから、革命政府は直ちに貨幣廢止の布告をなすことなく、寧ろ徐々に、實際の物々交換乃至切符制度を以つて之に代らしむるの政策を採つた。例へば租税の實物納付、國家工場に於ける原料の無償給付、消費者に對する國營企業生産物の無償給與、實物給與及び切符制度による俸給の支拂、穀物其他の自由取引の禁止、公共勞働の無償提供、切符制度による住宅分配等々、總て此等は必然に貨幣を不必要ならしめるものである。然るに後に述ぶる如く一九二一年の新經濟政策の採用によつて、嚴格なる共產主義の實行から一步の退却をなすと共に、新なる貨幣制度を設くるの必要起り、遂に一種の金核本位制度を創始するに至つた。

(二) 銀行國有、最初に述べたる如く、露國の中央銀行は初めから國有であつたけれども、併し平時に於ける其の業務の實質は、他の諸國の中央銀行と何等異なる所なく、市中商業銀行の中央銀行として、商工業の發展に貢獻したのであるが、戰時に入つては全く國庫のための一機關に墮して、中央銀行たる實を失つて居た。然るに十月革命の成るや否や、勞農政府は直ちに同年十二月十四日の布告によつて、總ての銀行の國有化を宣言した。これによつて總ての株式商業銀行、相互信用銀行、其他の私設信用機關は、其の資産負債を引くるめて、總て其の儘に在來の國立銀行に合併せられ、其の支店となつたのである。此の間に於て多くの預金者があらゆる手段——就中贈賄——によつてその預金を引出さんとし、また銀行從業者の間に反對の起つたことも勿論である。けれども銀行の國有化は着々と且つ徐々に行はれた。かくて最初の間は是等の國民銀行の支

店に於て其の業務を繼續して居たが、併し一方には總ての大企業が國有化され、國有企業に對する金融は、國家財政上の豫算面に取り入れられることとなり、他方には總ての私的企業は漸次に停止され、私的取引が減退するにつれて、銀行業務が次第にその重要を失ふべきは當然である。たゞ當座勘定だけは、舊預金の拂戻をなすために、稍々後の頃まで營まれて居たけれども、併し此の預金の拂戻は留の名目價格で行はれたから、留紙幣の暴落した一九一九—二〇年後に於ては、全く無意味のものとなつてしまつた。

かくて餘命幾ばくもない金融制度に最後の宣告を與へたものは、一九二〇年一月十九日の布告である。これによつて國民銀行(舊國立銀行)そのものも廢止せられて、他の財政委員會の諸制度と共に、豫算中央管理局の中に包含せられ、露西亞の金融制度は名實共に消滅した。即ち金融は國家財政の一部となつて了つたのである。

金融制度の廢止と共に、種々の信用手段も亦その影をひそむるに至つた。手形・小切手・株券・債券其他の證券類は、從來大多數の企業を經營する方便となつたものであるが、一九二一年には單に曖昧なる記憶として人々の頭に殘つて居るに過ぎなかつた。かくて國有企業に對する金融は、政府の豫算上の仕事として各種の機關を通じて給與せられ、是等の給與は回收を要求せらるゝことなき代りに、其の企業の生産物を無償で政府に輸納した。私的賣買は、尙ほ殘存する範圍に於ては、主として現金取引によつて營まれたのである。